

## 河南町空家バンク成約奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本町の空家の有効活用及び空家バンク制度の促進を図るため、河南町空家バンク制度実施要綱（平成30年河南町告示第57号）に規定する河南町空家バンク制度（以下「空家バンク」という。）に登録された空家（以下「該当物件」という。）が、空家バンクにより売買又は賃貸借の成約に至った場合、その所有者等に対し、河南町空家バンク成約奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 現に居住しておらず、又は近く居住しなくなる予定の個人が所有する町内の専用住宅、共同住宅及び併用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上あるものに限る。）をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
  - ア 賃貸借を目的として建築された住宅
  - イ 売買又は賃貸借することが適さない住宅
  - ウ 主として不動産業を営むものが所有する住宅
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の該当物件の売買又は賃貸借を行う正当な権利を有し、当該物件の売買又は賃貸借を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 町内に定住等を目的として、該当物件の購入又は賃貸借を希望する者をいう。

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象者は、空家バンクに基づいて、当該各号に定める要件の全てを満たす者とする。

- (1) 該当物件の所有者等であること。
- (2) 該当物件について、利用希望者と売買契約又は賃貸借契約（以下「契約等」という。）を締結していること。
- (3) 契約等を締結した利用希望者の3親等以内の親族でないこと。
- (4) 町税等の滞納者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員及び河南町暴力団排除条例（平成25年河南町条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(6) 当該該当物件について、当該奨励金の交付を受けたことがないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、5万円とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付の対象者は、河南町空家バンク成約奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約又は賃貸借契約を証明する書類の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 町税等に滞納がないことの証明書（納税証明書）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、河南町空家バンク成約奨励金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第7条 奨励金の交付決定の通知を受けた者が、奨励金の交付を受けようとするときは、河南町空家バンク成約奨励金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、返還命令書（様式5号）により、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 賃貸借契約に基づき該当物件に入居した者が、1年を経過する前に契約解除等により退去した場合において、退去後の該当物件を速やかに空家バンクへ再登録しないとき。
- (2) 奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(補助金の額の特例)

2 令和4年4月1日から令和9年3月31日までに空家バンクにより売買又は賃貸借の成約に至り、かつ、第5条の交付申請のあった奨励金に対する第4条の規定の適用については、同条中「5万円」とあるのは「10万円」とする。

附 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。